

I-4

認知症高齢者支援の推進プロジェクト

現状と課題

- 認知症高齢者の数は全国で280万人（平成22年）、都内で33万人（平成23年）とされ、高齢者の10人に1人が認知症である時代が到来した。そして、この人数は今後も増え続けることが予想されている。
- 厚生労働省は、平成24年度に「今後の認知症施策の方向性について」を発出し、これまでの施設入所支援から「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」をめざすとし、在宅生活支援への方針を明確に位置づけた。東京都でも平成19年度から東京都認知症対策推進会議を設置し、認知症ケアパスや地域づくりの手引書などに取組み、在宅生活支援を積極的に推進している。また、平成24年5月には「区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議」が設置され、見守りのためのネットワークづくりの推進が図られている。また、高齢者社会対策区市町村包括補助事業において「ふらっとハウス（地域サロン）事業」を展開して高齢者が気軽に立ち寄れる場づくりがすすめられており、こうした場が例えば、集合住宅の1階など気軽に立ち寄れる場には必ず設置されるようなしくみづくりも必要と考えられる。
- 認知症高齢者の在宅生活を支えるには、(1)早期発見・早期対応、(2)権利擁護、(3)地域や家族への支援、(4)医療と介護の連携など広範な課題への対応が必要とされており、認知症高齢者が増加している中、喫緊の課題となっている。
- 東社協では、地域福祉権利擁護事業や高齢者福祉施設、地域包括支援センター等の部会活動、家族介護者への支援、研修事業等を通して認知症高齢者の支援に取り組んできているが、上記の状況をふまえ、東社協の機能やネットワークを活かしたさらなる取組みの推進が求められている。

事業のねらい

地域や人とのつながりなどの生活モデルに即した認知症高齢者の在宅支援に取り組むこと通じて、以下をめざす。

- (1) 初期段階で適切な支援につながるため、地域における認知症理解の普及をめざす。
- (2) 認知症に関する個別ケアの強化とともに地域における認知症支援のための専門職の連携によるネットワークの強化をめざす。
- (3) 認知症になっても安心して在宅生活が継続できるよう、住まいをはじめとした地域の暮らしの場や人との関わりの環境づくりと制度の改善をめざす。

想定される実施事業

(1) 認知症高齢者支援の推進プロジェクトの設置

関連部署による局内プロジェクトを設置し、認知症高齢者支援に関わる事業相互の連携をすすめるとともに、具体的な実践に取り組む。

(具体的な実践例)

①認知症高齢者の早期発見のための普及啓発・出版事業

地域のつながりの中で認知症予防に取り組める普及啓発図書を作成することで、認知症理解を深めるとともに、認知症の早期発見につなげる。

②高齢関係の部会活動と地域密着型事業者や高齢者住宅関係団体との連携の促進

認知症グループホーム等の認知症高齢者支援に取り組む事業所で行っている支援ノウハウを広く活用するとともに、認知症に関する地域密着型サービス事業者や高齢者住宅の関係団体との連携による研修会や情報交換会を実施する。

③認知症に関する専門職種の連携等の研修事業

地域包括支援センターの地域ケア会議等を活用し、認知症に関する医療と福祉の専門職が顔の見える中での開催する研修を強化する。

④認知症高齢者への新たな権利擁護のしくみの提言事業

本人の側に立って権利侵害の調査や改善を行うことのできるしくみや早期から高齢者と市民、関係職種とがつながりあえるためのしくみなど、現状の課題を整理し、新たな権利擁護のしくみを提案する。

年次計画

25年度	26年度	27年度
○局内プロジェクトの設置		
・認知症高齢者支援に関わる事業相互の連携		
東社協による具体的な実践の推進 ※毎年度、取組み目標を設定して実践 (例) ①認知症高齢者の早期発見のための普及啓発・出版 ②高齢関係の部会活動と地域密着型事業者との連携の促進 ③認知症に関する専門職種の連携等の研修 ④認知症高齢者への新たな権利擁護のしくみの提言		

事業の概況

